明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定（八）　三
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約（九）　六

〔告　示〕
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の効力発生に関する件（**外務**二五三）　四
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の効力発生に関する件（**同**二五四）
○農薬を登録した件（**農林水産**一三七二～一三七四）
○農薬を再登録した件（**同**一三七五）　四
○農薬の登録が失効した件（**同**一三七六）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五〇
特殊法人等
公立学校共済組合決算、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、地方公務員共済組合連合会関係　二三
地方公共団体
旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係　二五
会社その他
会社決算公告　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定（条約第八号）（外務省）

この協定は、経済的、人的交流等に伴って発生する国際的二重課税の回避等を目的として日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定は、一方又は双方の締約者の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税及び住民税、香港特別行政区については利得税、給与税及び不動産税に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この協定上、一定の用語は、それぞれ協定において定義された意義を有し、この協定に特に定義されていない用語は、両締約者において適用される法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地において課税でき、一方の締約者の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約者内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約者において課税できる。一方の締約者の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約者においてのみ課税できる。両締約者の企業の間に商業上又は資金上特殊の関係があるときは、これらの関係がなかったものとした場合の利得につき課税できる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対する源泉地における課税は、親会社が子会社から受け取る配当については、五パーセントを超えない税率により行われ、また、その他の配当については、一〇パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する源泉地における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われるが、政府、中央銀行又は政府が全面的に所有する機関が取得する利子等については、源泉地において課税を免除される。使用料に対する源泉地における課税は、五パーセントを超えない税率により行われる。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産、不動産化体株式及び破綻金融機関の株式、恒久的施設の事業用資産等の譲渡収益に対しては、源泉地において課税でき、その他の資産の譲渡収益に対しては、源泉地において課税を免除される。（第一三条関係）

6　一方の締約者の居住者が勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約者内で行われる場合のみ当該他方の締約者において課税できる。法人の役員報酬に対しては、法人所在地において課税できる。芸能人又は運動家が個人的活動によって取得する所得に対しては、源泉地において課税できる。（第一四条～第一六条関係）

7　一方の締約者の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬等に対しては、当該一方の締約者においてのみ課税できる。一方の締約者の政府等が政府の職務の遂行につき支払う給料等の報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約者においてのみ課税できる。教育を受けることを主たる目的として相手の締約者内に滞在する学生が受け取る一定の給付については、相手の締約者における課税を免除される。（第一七条～第一九条関係）

8　匿名組合契約に関連して取得する所得は、源泉地において課税できる。（第二〇条関係）

9　この協定の各条に規定がない所得に対しては、所得の受益者の居住地においてのみ課税できる。（第二一条関係）

10　香港特別行政区の居住者が納付する日本国の租税は、香港特別行政区の租税から控除する。日本国の居住者が納付する香港特別行政区の租税の額は、日本国の租税の額から控除する。また、香港特別行政区内に居住する権利を有する者若しくは香港特別行政区内に設立された者又は日本国の国民は、租税に関し、相手の締約者において無差別待遇を受ける。（第二二条及び第二三条関係）